

議案第57号関係資料

学校教育事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合併協議会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

### (47) 学校教育事業

教育専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	教育委員会会議				B	
2	施設整備計画の策定				B	
3	学校教育施設管理・保守				B	
4	教育財産の目的外使用				B	
5	物品の出納・保管及び処分				B	
6	教具その他備品の整備				B	
7	後援名義の使用許可				B	
8	学校図書の実施				B	
9	小中学校予算の執行管理				B	
10	義務教育父兄負担調査会に関する事務		×	×	B	
11	学校給食の実施				A	
12	遠距離通学費補助			×	B	
13	児童生徒就学事務				B	
14	学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬				B	
15	就学時健康診断業務				B	
16	教科用図書無償給与事務				B	
17	学級編制事務				B	
18	就園援助			×	B	
19	高校生通学費補助事業	×			C	
20	理科教育備品購入経費			×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	特殊学級新設経費				B	
22	情報教育環境整備事業				B	
23	交通安全帽子贈呈式		×	×	B	
24	独立行政法人日本スポーツ振興センター・全国市長会学校災害賠償補償保険事業				B	
25	歯科保健事業		×	×	B	
26	保健・衛生管理経費		×	×	B	
27	教職員研修参加費補助	×		×	C	
28	学校評議員・学校教育懇談員				B	
29	就学指導				B	
30	非常勤講師活用事業				B	
31	学校教育支援(介助職員)		×	×	B	
32	心の教室相談員事業				B	
33	教育相談員設置		×	×	B	
34	ALT派遣事業				B	
35	スクールカウンセラー事業		×	×	B	
36	教育相談推進委員		×	×	B	
37	教科書採択事務				B	
38	教職員健康診断業務				B	
39	児童生徒健康診断業務				B	
40	通学バス運行業務	×			A	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
41	小学校における英会話指導				B	
42	中学校部活動外部指導者派遣		×	×	B	
43	教職員研修推進事業		×	×	B	
44	学校教育に資する調査研究事業		×	×	B	
45	御所野学院高校		×	×	B	
46	商業高校		×	×	B	
47	秋田公立美術工芸短期大学		×	×	B	
48	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院		×	×	B	
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(47) 学校教育事業

教育専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 教育委員会会議	(1)定例会：毎月1回開催、日時は事前に文書通知 (2)秘密会：議決により秘密会とする。 (3)会議の順序 開会 会議録署名委員の指名 議事	(1)定例会：委員長が必要と認める時又は委員2人以上から請求があった時、日時は事前に文書通知 (2)会議の順序 開会 前会会議録の承認 教育長の報告	(1)定例会：隔月開催日時は事前に文書通知 (2)会議の順序 開会 前会会議録の承認 教育長の報告 議事 その他 閉会	定例会の開催回数等が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 施設整備計画の策定	秋田市の学校教育充実のため、小・中学校および高等学校施設の整備拡充のため計画を策定する。 小学校 41校(うち分校1) 中学校 21校 高等学校 2校	河辺町の学校教育充実のため、小・中学校施設の整備拡充のため計画を策定する。 小学校 4校 中学校 2校	雄和町の学校教育充実のため、小・中学校施設の整備拡充のため計画を策定する。 小学校 4校 中学校 2校		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 学校教育施設管理・保守	秋田市の小・中学校および高等学校施設の管理・保守を行う。 小学校 41校(うち分校1) 中学校 21校 高等学校 2校	河辺町の小・中学校施設の管理保守を行う。 小学校 4校 中学校 2校	雄和町の小・中学校施設の管理・保守を行う。 小学校 4校 中学校 2校		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 教育財産の目的外使用 (当該項目に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	<p>行政財産(教育財産)の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>1.校地校舎使用料 (1)土地 土地評価額×使用許可面積/土地の総面積×3.09/100 (2)建物 建物単価×使用許可面積/延床面積×7.21/100 (3)電柱、電話柱等 秋田市道路占用等に関する条例による</p> <p>2.光熱水費等使用料 使用料により実績を徴収</p>	<p>行政財産(教育財産)の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>1.校地校舎使用料 (1)土地 営利目的の場合：公有財産台帳価格×使用面積/総面積×4.00/100 その他の場合：公有財産台帳価格×使用面積/総面積×4.00/100 (2)建物 (公有財産台帳価格×使用面積/総面積×8.24/100)+(公有財産台帳価格×使用面積/建物敷地面積×1.47/100)</p>	<p>行政財産(教育財産)の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。</p> <p>1.校地校舎使用料 (1)土地 営利目的の場合：公有財産台帳価格×使用面積/総面積×7.4/100 その他の場合：公有財産台帳価格×使用面積/総面積×5.4/100 (2)建物 (公有財産台帳価格×使用面積/総面積×9.4/100)+(公有財産台帳価格×使用面積/建物敷地面積×1.4/100)</p>	使用料の算定方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 物品の出納・保管および処分	<p>学校管理備品、教育振興備品について、適正な出納・保管および処分を図るため、備品台帳により管理し、処分については、総務課が会計課、契約課に合議の上決定し、廃棄等を行う。</p>	<p>学校管理備品、教育振興備品について、適正な出納・保管および処分を図るため、備品台帳により管理し、処分については、教育委員会の承認の上行う。</p>	<p>学校管理備品、教育振興備品について、適正な出納・保管および処分を図るため、備品台帳により管理し、処分については、学校教育課が総務企画課に合議の上決定し、廃棄等を行う。</p>	処分手続きが一部異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 教具その他の整備	<p>小・中学校の学校管理および教育振興のため、教具その他備品等の適切な配置を行う。</p> <p>(1)学校管理備品 各学校から要望書提出 総務課による訪問調査、検討 総務課による備品としての購入手続 購入</p> <p>(2)教育振興備品 学校へ購入予算内示 学校から購入計画書提出 内容精査のうえ、契約課へ発注 契約課で入札 学校へ納品 支払</p>	<p>小・中学校の学校管理および教育振興のため、教具その他備品等の適切な配置を行う。</p> <p>(1)学校管理備品 各学校より希望備品リストの提出 教育委員会で協議検討 入札による購入</p> <p>(2)教育振興備品 学校へ予算内示 各学校より希望備品リストの提出 教育委員会で協議検討 入札による購入</p>	<p>小・中学校の学校管理および教育振興のため、教具その他備品等の適切な配置を行う。</p> <p>(1)学校管理備品 各学校からリストの提出 学校教育課の調査検討 学校教育課の備品購入手続き 購入</p> <p>(2)教育振興備品 各学校からリストの提出 学校教育課の調査検討 学校教育課の備品購入手続き 購入 支払</p>	購入手続きが一部異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 後援名義の使用許可	各種団体・個人から、開催事業について後援、協賛、共催の依頼があった場合、その可否を協議し、文書で通知する。	各種団体・個人から、開催事業について後援、協賛、共催の依頼があった場合、その可否を協議し、文書で通知する。	各種団体・個人から、開催事業について後援、協賛、共催の依頼があった場合、その可否を協議し、文書で通知する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
8 学校図書の充実	<p>学校図書館用図書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校へ予算配分</li> <li>・予算執行は各学校で随時</li> </ul> <p>(平成15年度予算)</p> <p>小学校：14,630千円 中学校：13,401千円</p>	<p>学校図書館用図書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校へ予算配分</li> <li>・予算執行は各学校で随時</li> </ul> <p>(平成15年度予算)</p> <p>小学校：1,116千円 中学校：1,300千円</p>	<p>学校図書館用図書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校へ予算配分</li> <li>・予算執行は各学校で随時</li> </ul> <p>(平成15年度予算)</p> <p>小学校：1,200千円 中学校：600千円</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 小中学校予算の執行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校管理費の需用費・役務費、教育振興費の需用費および総合学習に要する経費について、各学校に配分し執行する。</li> <li>・物品購入や役務費の執行にあたり500千円を超える場合や、物品等の寄付を受ける場合は総務課経理担当に、建物修繕については30千円以上の予算執行が必要な場合は総務課施設担当に、事前に協議し執行する。</li> <li>・小中学校長は、市長事務部局の課長専決権限を有し、予算執行は全て各学校で行っている。なお、各学校に事務用パソコンを各1台配置しており、財務会計システムで処理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校管理費の賃金、需用費、教育振興費および総合学習に要する予算について、各学校に配分し執行する。</li> <li>・予算執行は各学校で行い、各学校の事務職員が教育委員会、岩見三内支所のパソコンの財務会計システムで処理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校管理費の需用費、役務費等および教育振興費について各学校に配分し執行する。</li> <li>・一般的には30千円未満については、学校教育課長決裁であり、200千円未満については総務企画課長、1,000千円未満については助役、1,000千円以上は町長決裁となっている。</li> <li>・予算執行は各学校で対応しているが、財務会計システムの関係上担当者は学校教育課若しくは大正寺支所でその処理を行う。(契約関係は学校教育課で行いそれに基づく支払処理も同課で対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の配分、執行方法が一部異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に秋田市の制度に統一する。</li> </ul>
10 義務教育父兄負担調査会に関する事務	市立小中学校の父兄負担経費を調査研究し、教育長に意見を具申する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 学校給食の実施	<p>(1)完全給食週5回 パンおよび麺：週2回実施 米飯：週3回実施 米飯給食は、秋田米飯給食事業組合で委託炊飯(分校1は自校炊飯)、なお、弁当詰方式から飯缶方式へ移行中(弁当詰方式38校、飯缶方式23校)</p> <p>(2)調理方式 単独調理場42 (ウェット方式35校ドライ方式7校) 共同調理場 9 (ウェット方式7校ドライ方式2校) 共同調理場から受配校への運搬は、民間2社に委託</p> <p>(3)給食費および年間回数 一食単価：小学校247円、中学校290円 年間回数：小学校185回、中学校180回 (各学校の教育計画により、回数については学校間に差がある。)</p> <p>(4)実施場所 教室およびランチルーム ランチルーム整備校(分校を含み小学校10校)</p> <p>(5)物資購入方法 物資共同購入委員会において選定し、(財)秋田市学校給食会が、一括共同購入</p> <p>(6)献立作成(市内統一献立) 秋田市学校給食献立作成委員会(当該年度に配置された学校栄養職員をもって組織する)が決定 (平成15年10月1日現在)</p>	<p>(1)完全給食週5回 パン：週1回実施 麺：週1回実施 米飯：週3回実施(自校炊飯、飯缶方式)</p> <p>(2)調理方式(町直営) 共同調理場(給食センター)1箇所(ウェット方式) 給食用車両にて各校に運搬</p> <p>(3)給食費および年間回数 一食単価：小学校255円、中学校285円 年間回数：小学校195回、中学校191回</p> <p>(4)実施場所 教室およびランチルーム ランチルーム整備校(4校) 教室(2校)</p> <p>(5)物資購入方法 公募した町内外業者のうち、安定供給ならびに適正価格の維持等に努める業者より見積書を徴し購入</p> <p>(6)献立作成 共同調理場に配属の学校栄養職員が作成 (平成15年10月1日現在)</p>	<p>(1)完全給食週5回 パンおよび麺：週2回実施 米飯：週3回実施(自校炊飯、飯缶方式)</p> <p>(2)調理方式 共同調理場(給食センター：(株)雄和町振興公社に業務委託)1箇所(ドライ方式) 調理場から受配校へ町が運搬</p> <p>(3)給食費および年間回数 一食単価：小学校265円、中学校295円 年間回数：小学校189回、中学校189回 (各学校の教育計画により、回数については多少の変動がある。)</p> <p>(4)実施場所 教室およびランチルーム ランチルーム整備校(小学校1、中学校1)</p> <p>(5)物資購入方法 献立表に基づき購入</p> <p>(6)献立作成(町内統一献立) 学校栄養職員が作成 (平成15年10月1日)</p>	<p>両町の給食センターの運営体制について、検討を要する。また、物資購入(一括購入)、給食費等に相違がある。</p>	<p>合併後も当面は現行どおりとするが、個別の課題に対しては次のとおりの対応とする。</p> <p>・両町の給食センターは、現状引き受けとする。ただし雄和町については(株)雄和町振興公社の取扱いを見ながら、当面は調理業務を当該公社に委託するものとする。</p> <p>・給食物資購入は(財)秋田市給食会からの一括共同購入を基本に調整を図り、両町が進めている地産地消の取り組みは、継承・推進する。</p> <p>・給食費は、平成17年度より秋田市に統一するよう調整を図る。</p>



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
12 遠距離通学費補助 (再掲：議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	通学距離が4km以上6km未満の児童(6km以上9km未満の生徒)および通学距離が4km未満であるが、バス通学の必要性を認められる下学年(1~3学年)児童の保護者に対し、3ヶ月分定期券購入費の1/2を、通学距離が6km以上の児童(9km以上の生徒)の保護者に対し、10ヶ月定期券購入費の1/2を補助する。	通学距離が片道4km以上の児童および6km以上の生徒の保護者に対し定期券購入費の1/2を補助する。	未実施	補助の実施状況が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
13 児童生徒就学事務	(1)児童生徒就学事務 就学者通知事務 児童生徒異動通知事務 指定学校変更(区域外就学)事務  (2)学齢簿編成事務 新規入学者(小:10月、中:12月) 転入者、転居入者分の編成(随時) 卒業者、転出者等分の削除(随時) 変更事項(住所、氏名等)の記入(随時)	(1)児童生徒就学事務 就学者通知事務 児童生徒異動通知事務 指定学校変更・区域外就学事務  (2)学齢簿編成事務 新規入学者 転入者、転居入者分の編成(随時) 転出者等の削除(随時) 変更事項(住所、氏名等)の記入(随時)	(1)児童生徒就学事務 就学者通知事務 児童生徒異動通知書事務  (2)学齢簿編成事務 新規入学者(小・中学校12月) 転入者、転居者分の編成(随時) 卒業者、転出者等分の削除(随時) 変更事項(住所、氏名等)の記入(随時)		合併時に秋田市の制度に統一する。(学区は変更しない。)
14 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬	学校医、学校歯科医、学校薬剤師および健康管理医を委嘱する。(配置は、小・中・高・美短附計348名) 報酬額は、地方交付税の単位費用算定基礎による。 報酬の支払方法: ・学校医、学校薬剤師、健康管理医(年2回) ・学校歯科医(年1回)	学校医および学校薬剤師等を委嘱する。(配置は、小・中計30名) 報酬額は条例による。 報酬の支払方法:年1回	学校医、学校歯科医および学校薬剤師等を委嘱する。(配置は小・中計30名) 報酬額は条例による。 報酬の支払方法:年1回	報酬額およびその支払い回数が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 就学時健康診断業務	小学校入学予定者に対して、就学時健康診断(11月)を小学校区単位で実施する。	小学校入学予定者に対して、就学時健康診断(11月)を、町内2カ所(岩見三内地区コミュニティセンター、河辺町総合福祉交流センター)で実施する。	小学校入学予定者に対して、就学時健康診断(11月)を、町改善センターで実施する。	健診会場の設定が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。なお両町の健診会場は、現行どおりとする。
16 教科用図書無償給与事務	義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条「義務教育は、これを無償とする。」の精神をより広く実現する施策として、国が義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与している。	義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条「義務教育は、これを無償とする。」の精神をより広く実現する施策として、国が義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与している。	義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条「義務教育は、これを無償とする。」の精神をより広く実現する施策として、国が義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科書を無償で給与している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
17 学級編制事務	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて学級編制を行い、義務教育の推進に資する。 秋田県教育庁中央教育事務所と連携を取りながら、市内62校(小学校41校、中学校21校)の学級編制事務を行う。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて学級編制を行い、義務教育の推進に資する。 秋田県教育庁中央教育事務所と連携を取りながら、町内6校(小学校4校、中学校2校)の学級編制事務を行う。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて学級編制を行い、義務教育の推進に資する。 秋田県教育庁中央教育事務所と連携を取りながら、町内6校(小学校4校、中学校2校)の学級編制事務を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
18 就園援助 (当該項目に係る補助金については、議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園の入園料や保育料等を補助する。	世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園の入園料や保育料等を補助する。	幼稚園無し	雄和町には幼稚園がないので本事業は未実施である。	合併時に秋田市の制度に統一する。
19 高校生通学費補助事業 (当該項目に係る補助金については、議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	最寄りの駅から、通学する高校の最寄りの駅までの1カ月の電車運賃(学生割引1カ月定期の額)相当額の補助	自宅通学、川添学区：10千円(年額) その他の学区：15千円(年額) 下宿通学：50千円(年額)(寮含)	2町が実施している。	合併後は原則廃止とするが、経過措置として、現に対象となっている者については、卒業まで継続する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 理科教育備品購入経費	理科教育振興法に基づく理科・算数(数学)備品・少額設備の整備を行う。 (1校あたり現有率) ・理科：小9.5%、中12.5% ・算数・数学：小10.4%、中9.4%	理科教育振興法に基づく理科・算数(数学)備品および理科・算数(数学)少額設備の整備を行う。 (1校あたり現有率) ・理科：小33.4%、中27.0% ・算数・数学：小5.8%、中0.8%	平成14年度以降、国の補助を活用した本事業による購入をしていない。 (1校あたり現有率) ・理科：小24.3%、中22.4% ・算数・数学：小2.2%、中3.0%	1校当たりの備品現有率が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。(計画的な購入を進める。)
21 特殊学級新設経費	特殊学級を新設する際に、国庫補助を活用し、児童生徒の障害に応じた備品を購入している。	特殊学級を新設する際に、国庫補助を活用せずに、学校の配当予算内で対応している。	特殊学級を新設する際に、国庫補助を活用せずに、学校の配当予算内で対応している。	予算措置状況が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 情報教育環境整備事業	平成17年度までに、校内LANを活用し、小・中学校でコンピューター室に1人1台、普通教室に各2台のPCを整備している。 必要台数：2,728台 不足台数：847台 (H15.10現在)	秋田市と同基準での整備現況 必要台数：180台 不足台数：44台 (H15.10現在)	秋田市と同基準での整備現況 必要台数：163台 不足台数：63台 (H15.10現在)		秋田市の基準に合わせ順次整備を進める。
23 交通安全帽子贈呈式	・小学校の新一年生を対象として、交通安全を願い、その呼びかけとして、黄色い帽子・ワッペン、交通安全マスコットを贈呈する。 ・贈呈式には各小学校の代表1名が参加している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
24 独立行政法人日本スポーツ振興センター・全国市長会学校災害賠償補償保険事業	・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 学校管理下において災害が発生したとき、災害給付を行う国・学校設置者・保護者の三者負担による互助共済制度に加入している。 ・全国市長会学校災害賠償補償保険 日本体育・学校健康センターでは補えない場合、その超過額の支払いのために加入している。	・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 学校管理下において災害が発生したとき、災害給付を行う国・学校設置者・保護者の三者負担による互助共済制度に加入している。	・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 学校管理下において災害が発生したとき、災害給付を行う国・学校設置者・保護者の三者負担による互助共済制度に加入している。	秋田市のみが全国市長会学校災害賠償補償保険事業に加入し、2町は対応する保険には未加入である。	合併時に秋田市の制度に統一する。(同保険に加入する。)
25 歯科保健事業	・よい歯のコンクール 口腔衛生に関する知識の啓発普及を目的に、むし歯のない児童および作品を各部門ごとに表彰することで意識向上をめざす。 (歯科医師会との共催事業、6月・第一土曜日) ・歯の健康教室 児童のう歯予防を目的とする。 (実施：11月)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 保健・衛生管理経費	結核対策委員会の実施および歯科検診用照明器具の購入	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 教職員研修参加費補助 (当該項目にかかる補助金については、議案第33号補助金等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	「河辺町教育振興事業補助金交付規定」に基づき、町立小・中学校の教職員へ研修参加費を補助する。 15年度予算額：小100千円、中50千円	未実施	河辺町のみ実施している。	合併時に廃止する。
28 学校評議員・学校教育懇談員	市内を5ブロックに分け、ブロック毎に学校教育懇談員を委嘱 (15年度：61名)	学校評議員会を設置し、各校5名以内を委嘱 (15年度：21名)	町内を1ブロックとして学校教育懇談員を委嘱 (15年度：10名以内)	懇談員の委嘱状況が異なる。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
29 就学指導	「秋田市心身障害児就学指導委員会」 (委員20名以内、任期2年) ・秋田市に居住し障害を有する児童生徒に対して、障害に応じた就学指導の適正を図る。	「河辺町心身障害児就学指導委員会」 (委員10名以内、任期2年) ・障害を有する児童生徒に対し、障害に応じた就学指導の適正を図る。	「雄和町心身障害児就学指導委員会」 (委員10名以内、任期2年) ・雄和町に居住し障害を有する児童生徒に対する、障害に応じた就学指導の適性を図る。	1市2町各々委員会を設置している。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。
30 非常勤講師活用事業	「特別非常勤講師活用事業」(国庫補助)により、教科、クラブ指導、IT指導者として活用している。	岩見三内小、戸島小は町単独で、赤平小は緊急雇用創出特別基金事業を活用し、学級担任の教科指導等の補助として教員免許所有者を非常勤講師として派遣している。	大正寺小で、緊急雇用創出特別基金事業を活用し、学級担任の教科指導の補助として教員免許所有者を非常勤講師として派遣している。また、大正寺小・大正寺中で「特別非常勤講師活用事業」により総合的な学習の時間における指導者として活用している。	非常勤講師の活用状況が異なる。	平成17年度から秋田市の制度に統一する。
31 学校教育支援(介助職員)	学校行事支援(なかよしプラン) 障害のある児童生徒が長時間の学校行事(運動会、遠足)に参加する際、サポーターを派遣する。 (15年度:年100回の派遣) 学級生活支援(さくらプラン) 小学校低学年児童の集団適応指導のため、サポーターを派遣する。 (15年度:5~10月の8月を除く5ヶ月間、週2回、4時間程度/回、7校)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
32 心の教室相談員事業	中学生の悩みや不安、いじめや不登校の問題に対応するため、国庫補助事業を活用して「心の教室相談員」を配置(15年度：中学校6校に配置)	中学生の悩みや不安、いじめや不登校の問題に対応するため、国庫補助事業を活用して「心の教室相談員」を配置(15年度：河辺中に配置、他に緊急雇用創出特別基金事業を活用して、岩見三内中に1名配置)	中学生の悩みや不安、いじめや不登校の問題に対応するため、国庫補助事業を活用して「心の教室相談員」を配置(15年度：雄和中、大正寺中に配置)	国庫補助事業であり事業の内容は同一であるものの、配置する学校の選定において調整が必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
33 教育相談員設置	学校教育に関する相談指導業務の充実を図り、適正な教育を推進する。 適応指導センター「すくうる・みらい」の運営 ・午前9時～午後5時(八橋陸上競技場2階) ・指導、相談員4名の配置 ・不登校に対する事例相談会の実施 ・保護者相談会の実施 フレッシュフレンド派遣事業 ・不登校児童生徒の相談を受ける大学生の派遣 教育相談(教育研究所内) ・相談員2名による電話、来所による相談の実施(月～金曜日、午前9時～午後4時)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
34 A L T派遣事業	英語指導助手(ALT)を招へいし、中学校・高校への派遣し、英語教育におけるコミュニケーション能力の向上に資するチーム・ティーチングの授業時数を確保する。 ・ALT10名を中学・高校に派遣 ・中高一貫校、秋田東中に各1名配置、8名を19中学校に派遣(1人のALTが2～3校を担当) ・ALTの授業は、生徒1人あたり年18回(授業5～6回に1回の割合)	英語指導助手(ALT)を英語圏(米国)より招致し、小・中学校に派遣することにより、外国語教育の充実とともに、国際理解を深める。 ・河辺中学校週3回(月・火・金) ・岩見三内中学校週2回(水・木) ・各小学校(4校) 1校あたり月2回の指導	英語指導助手(ALT)を招へいし小・中学校への派遣により、英語教育におけるコミュニケーション、能力の向上に資するチーム・ティーチングの授業時数を確保する。 ・1人のALTを小・中学校に派遣 ・中学校2校(週3回) ・小学校2校(週2回)	授業時数等が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
35 スクールカウンセラー 事業	児童生徒が抱える多様な悩み、不登校 や問題行動等について、専門の立場か ら生徒・教師・保護者のカウンセリング を行い、指導、助言、援助する。 15年度：単独校方式7校、拠点校方式 7校(小学校14校)	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
36 教育相談推進委員	教育相談推進委員会において、学校不 適応児童生徒の対応、教育相談・調 査、生徒指導の推進、教職員の相談、 その他必要なことについて、協議し提 言を行う。(委員は学識経験者、医 師、関係行政機関、関係教育機関の5 名以内で構成)	未実施	未実施	秋田市のみ実施して いる。	合併時に秋田市の制 度に統一する。
37 教科書採択事務	県の教科書選定資料を参考にするほ か、独自に調査・研究した上で1種目 につき1種類の教科書を採択する。 採択地区内市町村教育委員会におい て、調査員を委嘱し、選定委員会を経 て採択協議会にかける。	県の教科書選定資料を参考にするほ か、独自に調査・研究した上で1種目 につき1種類の教科書を採択する。 採択地区内市町村教育委員会におい て、調査員を委嘱し、選定委員会を経 て採択協議会にかける。	県の教科書選定資料を参考にするほ か、独自に調査・研究した上で1種目 につき1種類の教科書を採択する。 採択地区内市町村教育委員会におい て、調査員を委嘱し、選定委員会を経 て採択協議会にかける。		合併時に秋田市の制 度に統一する。(秋 田市と河辺郡は採択地 区が同一である。)
38 教職員健康診断業務	学校における職員の健康保持増進のた め教職員健康診断を実施している。 (秋田県総合保健事業団と委託契約)	学校における職員の健康保持増進のた め教職員健康診断を実施している。 (秋田県総合保健事業団と委託契約)	学校における職員の健康保持増進のた め教職員健康診断を実施している。 (秋田県総合保健事業団と委託契約)		合併時に秋田市の制 度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
39 児童生徒健康診断業務	学校における児童生徒の健康の保持増進のため、各校で医療機関と日程を調整し、健康診断を実施している。 ・内科、歯科、眼科、耳鼻科 ・その他検査	学校における児童生徒の健康の保持増進のため、各校で医療機関と日程を調整し、健康診断を実施している。 ・内科、歯科、眼科、耳鼻科 ・その他検査	学校における児童生徒の健康の保持増進のため、各校で医療機関と日程を調整し、健康診断を実施している。 ・内科、歯科、眼科、耳鼻科 ・その他検査		合併時に秋田市の制度に統一する。
40 通学バス運行事業	未実施	・岩見三内小学校（H7年式） 鵜養、小平岱、新川町内会児童17名が対象 ・河辺小学校（H8年式） 畑、獅子岱町内会児童5名が対象  両小学校ともに、対象町内会以外の児童（岩見三内小12名、河辺小23名）も利用している。	・大正寺小学校（H3年式） 平均20名が利用 ・種平小学（H11年式） 平均10名が利用  利用者について、基準等無し	2町が実施している。	現行どおり継続運行する。
41 小学校における英会話指導	小学校41校（うち分校1）が対象 ・講師：特別非常勤講師12名、ALT10名の計22名 ・対象学年：3～6年生 ・年間40時間/校（各学年10時間）	小学校4校が対象 ・講師：ALT1名 ・対象学年は学校によって異なる。（4～6学年と全学年の学校あり） ・年間20時間程度/校（各学年4～6時間程度）	小学校4校が対象 ・講師：業者委託、ALT、ボランティア各1名の計3名 ・対象学年：2～6年生 川添小 年間123時間 戸米川小 年間123時間 大正寺小 年間120時間 種平小 年間95時間 （各学年19～25時間程度）	授業実施時間数が異なる。	秋田市の授業実施時間数を基本に調整を図り、合併後も継続実施する。
42 中学校部活動外部指導者派遣	秋田市立中学校における部活動の技術指導補助のため、中学校に学校外部指導者を派遣し、部活動の充実を図っている。 校長の申し出により、市教育委員会が、予算および各校の実態等を考慮の上、派遣を決定 1部活動に外部指導者1名とし、週1回程度、年間20回以内、1回の指導時間は2時間程度	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
43 教職員研修推進事業	<p>今日的な教育課題に適切に対応できる市立学校教職員を育成するため、豊かな人間性と専門的な資質能力の向上に必要な研修を企画・運営する。</p> <p>(15年度：56講座、2,723人対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本研修(経験年次別・新任職務・新任・全員)</li> <li>・職務別研修</li> <li>・専門研修(教科領域別・実験実技・課題別・コンピュータ)</li> <li>・特別研修</li> <li>・長期研修</li> </ul>	未実施(県が実施する研修に参加)	未実施(県が実施する研修に参加)	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
44 学校教育に資する調査研究事業	<p>調査研究委員会を設置し、以下の調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育経営に関する調査</li> <li>・インターネットの教育利用についての調査</li> <li>・体力・運動能力の調査</li> <li>・基礎学力の調査</li> <li>・児童生徒・家庭等における学習指導や生活に関する調査</li> </ul> <p>児童生徒の実態把握のため、以下の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳性検査</li> <li>・知能検査</li> <li>・生徒指導検査</li> </ul> <p>調査・研究の結果を分析・考察し、各校に資料として配付し、指導に活用する。また「研究所報」に掲載し、市立全小・中学校全教職員ならびに関係諸機関に配布する(年3回)。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
45 御所野学院高校	平成12年4月1日設置 中高一貫校、全日制普通科 (生徒定員240人)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
46 商業高校	大正9年4月25日設置 全日制商業科 (生徒定員720人)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
47 秋田公立美術工芸短期大学	平成7年4月1日設置 工芸美術学科(定員120人) 産業デザイン学科(定員180人) 工芸美術専攻 (修業年限1年:定員10人) 産業デザイン専攻 (修業年限1年:定員15人)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
48 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院	昭27年6月10日設置 工業美術科・デザイン科 (修業年限3年:生徒定員90人)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。